

府内鉄道網等の将来的な社会基盤整備の検討に向けた人材育成事業 業務委託仕様書

1. 業務目的

府内各線区の特性に応じた鉄道網等の維持活性化に向けた取組の推進に向けて、鉄道事業者や地域と一層連携を深めて、具体の提案や調整ができる人材を育成するため、下記の項目について、実施するもの。

- ・京都府内全域のビッグデータ分析等を用いて、各エリアの鉄道路線に係る課題及び解決方法を検討し、セミナー、勉強会で使用する教材を作成する。
- ・専門家による、ビッグデータの内容や分析に係るセミナーを実施する。
- ・沿線自治体担当者等との勉強会を実施する。
- ・セミナー、勉強会で得られた結果を分析し、報告会を実施する。

2. 契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

3. 委託業務の内容

（1）教材作成

- ① J R 山陰本線エリア、J R 奈良線エリア、J R 関西本線エリア、J R 学研都市線エリア（けいはんな学研都市）の4エリアを想定し、ビッグデータ分析等を用いて、各エリアの鉄道路線に係る課題を把握する。
- ② 課題解決方法については、複線化、維持・活性化に資する施策等、各路線に適した方法にて検討を行う。

ア 複線化の検討について

（ア）現状分析

- ・現輸送量、将来輸送量、各駅の利用者数、現行ダイヤを分析する。
- ・過去整備事業効果整理

（イ）整備案の検討

- ・全線複線化案、部分複線化案について、検討すること。
- ・部分複線化案については、2案以上検討すること。

（ウ）費用便益の検討

- ・想定される整備案の概算費用についてそれぞれ算出する。
- ・複線化による利便性向上に伴う便益の分析を行う。
- ・「鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル」に拠る。
- ・需要予測は四段階推計法により行う。
- ・拡張便益や波及効果等可能な限り幅広く検討する。

※複線化の検討については、4エリアの中から代表的な1エリアを選定し、輸送需要の増加が見込まれる区間を対象として実施する。複線化の検討対象路線については、各エリアに関する分析結果を踏まえ、契約後、受注者の提案を踏まえて、発注者が1路線を決定する。受注者は、対象路線が契約後に指定されることを前提として、複線化の検討業務の履行に必要な費用を見込むものとする。

※対象路線の指定による作業の変動については、設計変更の対象としない。

イ 維持・活性化に資する施策等の検討について

(ア) 現状分析

- ・鉄道利用状況、利用実態、沿線地域の動向等を整理・分析する。

(イ) 課題整理

- ・鉄道路線の維持及び利用促進に係る課題及び阻害要因を整理する。

(ウ) 施策検討

- ・鉄道路線の維持及び利用促進に向け、他交通機関との連携、観光利用、
- ・通勤・通学利用等を踏まえた実効性のある施策を検討する。

※維持・活性化に資する施策の検討については、複線化の検討対象として選定された路線を除く、エリアを対象として実施するものとする。

※対象路線の指定による作業の変動については、設計変更の対象としない。

(2) ビッグデータ分析に関するセミナー（1回）

様々なビッグデータの内容、特徴、分析方法等を学ぶ。

- ・大都市交通センサス
- ・人流データ
- ・その他オープンデータ

(3) 沿線自治体担当者等との勉強会（4回）

京都府内の鉄道路線に係る課題及び解決方法について、自治体担当者や鉄道事業者等との勉強会を実施する。

- ・京都府内の各鉄道路線の課題共有
- ・自治体間の情報交換
- ・鉄道事業者との意見交換
- ・データ分析結果の共有
- ・利用促進施策や維持方策の検討

(4) セミナー、勉強会に基づく報告会（1回）

セミナー、勉強会で得られた結果を踏まえ分析結果を、自治体担当者や鉄道事業者等

に報告する。

※上記の（１）～（４）具体的な分析内容・手法等は提案によるものとし、業務の実施にあたっては京都府と十分に協議・調整を行うこと。

3. 使用する仕様書及び基準

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（案）（令和３年３月京都府）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

4. 管理技術者の資格要件等

管理技術者は、共通仕様書の定めのほか、下記の（１）に示す条件を満たす者であり、（２）の実績を有する者であることとする。

（１）下記のいずれかの資格を有する者

- ・技術士（総合技術監理部門：建設部門の選択科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- ・土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者
- ・博士（専攻分野：工学）
- ・建設コンサルタント登録規程（昭和５２年４月１５日建設省告示７１７号）により技術管理者として国土交通大臣に認定された者（以下、「国土交通大臣認定者」という。）

（２）下記のいずれかの実績を有する者

- ・本年度を除く過去１０年度から、本業務の指名通知日（通知日含む）までに完了した業務のうち、「同種又は類似業務」において１件以上の従事した実績（管理技術者又は担当技術者として配置された実績に限る。再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない。）を有する者

また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下、「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、１年未満は切り捨てとする。

- ・同種又は類似業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者※
- ※マネジメントした実務経験とは、以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- ・国内におけるPM、CM又はPFIの管理技術者。但し、一般土木工事の設計又は施工管理を含むものに限る。
- ・建設コンサルタント登録規程（S52.4.15 付け建設省告示第717号）第3条の一に該

当する「鉄道部門」の技術管理者

5. 照査技術者の資格要件及び照査の実施

本業務は照査技術者により照査を行うものとする。照査技術者は、共通仕様書の定めのほか、下記のいずれかの資格を有する者であることとする。

- ・技術士（総合技術監理部門：建設部門の選択科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- ・土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者
- ・博士（専攻分野：工学）
- ・国土交通大臣認定者

6. 共通仕様書に対する特記事項

（１）共通仕様書第 1109 条（提出書類）

「発注者が指定した様式」とは、京都府が定める土木設計業務等委託関係提出書類の様式をいう。

（２）共通仕様書第 1110 条（打合せ等）

業務の実施に伴う打合せは、業務着手時、中間打合せ 1 回、成果品納入時の計 3 回を行うものとする。

なお、業務着手時又は業務計画書作成時及び業務完了時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。

（３）共通仕様書第 1111 条（業務計画書）

軽微な変更（工期や数量のみの変更等）の場合、変更業務計画書の提出は不要とする。

（４）共通仕様書第 1116 条（成果物の提出）

① 本業務は、本府における C A L S / E C の取り組みの一環として電子納品の対象業務委託であり、成果品の納品を国土交通省土木設計業務等の電子納品要領等、京都府電子納品実施マニュアル(案)（令和 4 年 3 月）及び京都府電子納品ガイドライン（案）（令和 4 年 3 月）に基づき実施しなければならない。

② 紙媒体の成果品仕様

- ・紙媒体の成果品仕様については、京都府電子納品ガイドライン（土木設計業務等）（案）（令和 4 年 3 月）「3. 2 成果の提出」に示すとおりとし、A 4 サイズで 1 部提出するものとする。
- ・表紙及び背表紙には、委託年度・業務委託名・報告年月・発注者名・受注者名・箇所名を明記すること。

- ・報告書に添付する図面は、折り畳んだ状態で幅 180 mm×長 297 mmとする。
- ・報告書表紙裏に下記のとおり受注者名等を記入のうえ、貼り付けること。

▽記載例

受注者	〇〇設計事務所 (住所) (電話番号) (FAX番号)	←郵便番号も記載 ←市外局番より ←市外局番より
管理技術者 担当者名	〇〇〇〇 印 〇〇〇〇 印	
監督職員	〇〇〇課 〇〇〇〇	

7. 委託金額の範囲

下記については委託経費の対象外とする。

- ・本事業に従事しない者の人件費（委託費における一般管理費を除く）
- ・国が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業に係る経費
- ・本事業目的以外の電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費（明確に本事業目的として他の経費と切り分けられる場合を除く）
- ・雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・恒久的な施設の設置、建築物の建設、用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ・親睦会に係る経費
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・海外への渡航費、内国における現地調査の範疇を超えた出張旅費
- ・振込等手数料（代引手数料を含む）及び両替手数料等
- ・国の支出基準を上回る謝金費用
- ・車両購入等に伴う自賠責保険、任意保険（自動車保険）や各種損害保険
- ・公租公課、収入印紙等
- ・為替差損、コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、クラウドファンディング等における出資金
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・関係者の交通費および謝金（契約時に明確に国の支出基準の範囲内である単価・総額等が示され、そのすべての証憑書類を提出する場合を除く）
- ・説明会、講演等を実施する場合における参加者、聴講者の旅費
- ・交通モードの運賃、料金等の割引に充てる財源
- ・運行に係る経費（プログラム作成・評価、運行経費、ドライバー育成研修費用）

- ・車両購入・リース費用
- ・その他、事業と無関係と思われる経費や、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

8. その他特記事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、委託者と連絡を密にし、円滑な業務の遂行に努めること。
- (2) 業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都府と受託者との間で協議を行う。協議が調わないときは、京都府の指示するところによるものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。なお、契約の解除及び期間終了後においても同様の取り扱いとする。
- (4) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都府の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- (5) 本業務に固有の手法、資料の著作権は京都府に帰属するものとする。
- (6) 業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、京都府に有益な提案を積極的に行うものとする。
- (7) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。
- (8) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容等については、京都府が受託者と協議して決定するものとする。
- (9) 業務上のトラブルが生じた場合は、内容の如何によらず、京都府に速やかに報告し、事案に対する対応方針や結果等を記載した報告書を提出すること。